

新規収載項目のご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、「保医発0430第3号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記検査項目につきまして、検査実施料が新設されましたのでご案内申し上げます。

敬白

記

■検査実施料が新設された検査項目

「保医発0430第3号」 適用日 平成25年5月1日

検査項目名	実施料	判断料	診療報酬点数表区分	備考
HPV核酸検出 (簡易ジェノタイプ判定)	360点	微生物学的検査 150点	「D023」 微生物核酸同定・ 定量検査の5	ア. HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「5」HPV核酸検出の所定点数に準じて算定する。 イ. 当該検査は、本区分「5」のHPV核酸検出の施設基準を届け出ている保険医療機関のみ算定できる。 ウ. 当該検査は、予め行われた細胞診の結果、ベセスダ分類上ASC-US(意義不明異型扁平上皮)と判定された患者に対して行った場合に限り算定できる。なお、細胞診と同時に実施した場合は算定できない。 エ. 当該検査をHPV核酸検出と併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。

※検査受託可能です。

■条件等が追加された検査項目

「保医発0430第3号」 適用日 平成25年5月1日

検査項目名	実施料	判断料	診療報酬点数表区分	備考
HPV核酸検出	360点	微生物学的検査 150点	「D023」 微生物核酸同定・ 定量検査の5	ア. 「5」のHPV核酸検出は、予め行われた細胞診の結果、ベセスダ分類上ASC-US(意義不明異型扁平上皮)と判定された患者に対して行った場合に限り算定できる。なお、細胞診と同時に実施した場合は算定できない。 イ. 当該検査をHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)と併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社インフォメーションまでお申し付けください。